

IV 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対し講じた措置及び講じようとする措置の内容

1 基本的考え方

特定産業廃棄物の処分を行った者等の責任追及については、廃棄物処理法の安定的施行を確保し、不法投棄の未然防止のためにも厳格な対応が必要であると認識しているところである。

また、特定支障除去等事業に要する費用は、県民さらには全国民の負担となることから、国の積極的な関与のもと、関係都県市の協力を得ながら、特定産業廃棄物の処分を行った者等の責任を徹底的に追及することとする。

特定産業廃棄物の処分を行った者からの費用の徴収については、三栄化学工業株式会社が有する不動産について換価処分を行うなど、回収に努める。

特定支障除去等事業に要する費用について、特定産業廃棄物の処分を行った者等から費用が徴収された場合には、適正処理推進センターに対し、当該徴収された金額に同センターからの出せん額を特定支障除去等事業に要する費用で除して得た割合を乗じて得た額を返還し、国に対し、当該徴収された金額に国から交付を受けた補助金の額を特定支障除去等事業に要する費用で除して得た割合を乗じて得た額を返還するものとする。

なお、県境不法投棄産業廃棄物の排出・収集運搬等を行った事業者等において、県境不法投棄産業廃棄物の撤去等自主的な措置が講ぜられるよう、引き続き、働きかけるものとする。

2 特定産業廃棄物の処分を行った者に対し講じた措置の内容

(1) 青森・岩手両県警による強制捜査着手までの措置

① 三戸保健所では、排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対する監視・指導の頻度、内容及び事務処理、苦情処理等について定めた「廃棄物及び浄化槽に係る事務取扱い要領」(昭和62年4月策定)によって、三栄化学工業に対する立入調査、監視・指導を行ったところである。

② 上記要領による監視に加えて、平成8年6月18日から10月3日までの間に早朝監視5回、夜間監視4回を実施したほか、平成7年3月の住民からの情報をはじめとして、住民、元従業員等からの情報提供に基づき立入調査を行い、不適正処理等については改善指導票を交付するなどして指導を行ったところである。

また、平成7年10月に確認した不法投棄に係る事業停止処分期間中(平成8年11月11日～12月10日)は、毎日、監視を実施したほか、早朝監視(5時～8時)5回、夜間監視(17時～20時)7回を実施したところである。

さらには、事業停止処分期間終了後も不適正処理等の苦情、情報が寄せられたことから、本庁による立入調査のほか、平成9年7月7日から10日に夜間監視

(21時～翌朝3時)を実施したところである。

- ③ 平成10年度には、住民から汚染水が河川に流出しているとの苦情、情報があり、八戸保健所が水質調査を実施したが特に異状は確認されなかった。
- ④ 平成11年4月には、岩手県と合同で立入調査を実施し、本件現場の斜面を汚水が流れていることを確認したが、不法投棄の事実は確認できなかった。同年6月、7月、10月に水質調査を行っているが、異常は確認されなかった。

(2) 三栄化学工業株式会社及び同社元代表取締役に対する措置命令等

① 三栄化学工業株式会社に対する措置命令等

ア 措置命令の発出等

県では、三栄化学工業株式会社に対して、次のとおり、措置命令を行った。

措置命令日	履行期限	講ずべき措置の概要	履行状況
H12. 6. 28	H12. 8. 31	不法投棄現場からのRDF様物(ごみ固形物)約8,000トン及び汚染土壤の撤去	平成13年7月までにRDF様物(ごみ固形物)約2,600トンを産業廃棄物処理業者に委託処理した。
H12. 8. 22	H13. 1. 21	不法投棄現場からの廃油混入堆肥及び汚染土壤の撤去	谷部に野積みしていた堆肥様物については、現場北側の素掘りの穴(旧中間処理施設)に遮水シートを敷設の上、約33,000立方メートルを移し替えをした。他に、中間処理施設(堆肥化施設)及び堆肥様物仮置場の覆土を行った。また、平成13年には高密度電気探査を行った。
H14. 9. 6	H18. 9. 30	不法投棄現場周辺への汚染拡散防止対策	不履行
H15. 12. 10	H25. 3. 31	これまでの措置命令により撤去を命じたごみ固形物及び廃油混入堆肥以外の不法投棄に係るごみ固形物、燃え殻、汚泥、感染性産業廃棄物その他の産業廃棄物及び汚染土壤の撤去並びに撤去場所の埋め戻し	不履行

また、県では、平成12年8月23日、三栄化学工業株式会社の産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を取り消した。

イ 代執行、代執行費用納付命令等

三栄化学工業株式会社の措置命令の履行状況が①アの表の履行状況欄に掲げるとおりであったことから、県では、代執行を行い、次のとおり、代執行費用納付命令を行った。

年 度	納付命令額	納付状況	備 考
15	56,104,650	5,500,000	14年度代執行分
16	615,892,215	未納付	15年度代執行分
17	2,163,973,234	未納付	16年度代執行分
18	3,426,420,150	未納付	17年度代執行分
19	3,226,505,979	未納付	18年度代執行分
20	3,297,693,939	未納付	19年度代執行分
21	4,766,906,505	未納付	20年度代執行分
22	7,000,667,223	未納付	21年度代執行分
23	6,474,266,286	未納付	22年度代執行分
	57,761,545	未納付	23年4月代執行分
24	4,806,213,028	未納付	23年5月～24年3月代執行分
計	35,892,404,754	5,500,000	

ウ 代執行費用に係る滞納処分の執行

三栄化学工業株式会社の納付命令の履行状況が①イの表の納付状況欄に掲げるとおりであったことから、県では、次のとおり、国税滞納処分の例により滞納処分を行うとともに、他に代執行費用に充てることができる財産がないか調査を行った。

i 不動産売掛債権の差押え等

平成15年9月、三栄化学工業株式会社が第三債務者に対して有する不動産売掛債権3,500万円（7年間分割払い）を差し押さえ、平成15年度から平成23年度までにかけて、遅延利息約120万円を含む約3,620万円を回収した。

ii 八戸市所在の敷地等の差押え等

平成16年4月に三栄化学工業株式会社が八戸市に所有する本社敷地の一部（八戸市下長6丁目 約600㎡）、同年5月に同敷地上の建屋及び附属建物（合計約110㎡）をそれぞれ差し押さえ、平成17年9月から平成24年11月までにかけて19回公売を実施したが、いずれも入札者はなかった。

iii 田子町所在の事務所等の差押え等

平成21年3月、三栄化学工業株式会社が田子町に所有する売買予約がされていた事務所及び工場（田子町遠瀬字水亦 合計約420㎡）を差し押さえたところ、平成23年2月、当該事務所及び工場の売買代金400万円が納付され、同年3月、当該差押えを解除した。

② 三栄化学工業株式会社元代表取締役に対する措置命令等

ア 措置命令の発出

県では、三栄化学工業株式会社元代表取締役源新勝明に対して、次のとおり、措置命令を行った。

措置命令日	履行期限	講ずべき措置の概要	履行状況
H23. 3. 31	H25. 3. 31	不法投棄現場からのRDF様物(ごみ固形物)、燃え殻等の産業廃棄物及びこれらの産業廃棄物に汚染された土壌約45万トンの撤去並びに撤去した場所の適正な埋め戻し	平成23年4月13日、措置命令を履行できない旨申し立てた。

イ 代執行、代執行費用納付命令等

②アの表の履行状況欄に掲げるとおり、源新勝明は、平成23年4月13日、措置命令を履行できない旨申し立てたため、県では、調査の結果、同人が措置命令を履行する見込みがないと認めて、代執行を行い、次のとおり、代執行費用納付命令を行った。

年度	納付命令額	納付状況	備考
23	51,523,298	未納付	23年4月代執行分
24	4,160,025,670	未納付	23年5月～24年3月代執行分
計	4,211,548,968	0	

ウ 代執行費用に係る滞納処分の執行

源新勝明の納付命令の履行状況が②イの表の納付状況欄に掲げるとおりであったことから、平成23年6月、県が水処理施設用地として同人から借りている田子町に所有する土地(田子町茂市字川倉ノ上11番等8筆 合計108,057㎡)を差し押さえるとともに、他に代執行費用に充てることができる財産がないか調査を行った。

(3) 縣南衛生株式会社及び同社元代表取締役に対する措置命令等

① 懸案衛生株式会社に対する措置命令等

ア 措置命令の発出等

県では、次のとおり縣南衛生株式会社に対して措置命令を行った。

措置命令日	履行期限	講ずべき措置の概要	履行状況
H12. 7. 14	H12. 8. 31	不法投棄現場からのRDF様物（ごみ固形物）約8,000トン及び汚染土壌の撤去	不履行
H12. 8. 22	H13. 1. 21	不法投棄現場からの廃油混入堆肥及び汚染土壌の撤去	不履行
H14. 9. 6	H18. 9. 30	不法投棄現場周辺への汚染拡散防止対策	平成14年12月に、パーク（樹皮）による簡易な汚染水浄化施設を設置
H15. 12. 10	H25. 3. 31	三栄化学工業（株）に処分の委託を行ったごみ固形物、感染性産業廃棄物及びこれらの産業廃棄物に汚染された土壌の撤去並びに撤去した場所の適正な埋め戻し	不履行

なお、縣南衛生株式会社は、平成12年10月5日、破産宣告を受けたことから、県では、同社に対する措置命令の代執行を行うことがある場合を想定して、約75億円の破産債権の届出を行った。

イ 代執行、代執行費用納付命令等

縣南衛生株式会社の措置命令の履行状況が①アの表の履行状況欄に掲げるとおりであったことから、県では、代執行を行い、次のとおり、代執行費用納付命令を行った。

年度	納付命令額	納付状況	備考
15	56,104,650	2,100,000	14年度代執行分
16	615,892,215	未納付	15年度代執行分
17	2,163,973,234	未納付	16年度代執行分
計	2,835,970,099	2,100,000	

なお、縣南衛生株式会社については、平成18年4月16日、さいたま地裁において破産手続廃止決定がなされた。

② 縣南衛生株式会社元代表取締役に対する措置命令等

ア 措置命令の発出等

県では、縣南衛生株式会社元代表取締役依田清孝に対して、次のとおり、措置命令を行った。

措置命令日	履行期限	講ずべき措置の概要	履行状況
H23. 3. 31	H23. 6. 2	不法投棄現場からのRDF様物（ごみ固形物）約5,400トンの撤去及び撤去した場所の適正な埋め戻し	平成23年4月13日、措置命令を履行できない旨申し立てた。

イ 代執行、代執行費用納付命令等

②アの表の履行状況欄に掲げるとおり、依田清孝は、平成23年4月13日、措置命令を履行できない旨申し立てたため、県では、調査の結果、同人が措置命令を履行する見込みがないと認めて、代執行を行い、次のとおり、代執行費用納付命令を行うとともに、代執行費用に充てることができる財産がないか調査を行った。

年 度	納付命令額	納付状況	備 考
23	577,615	未納付	23年4月代執行分
24	46,637,059	未納付	23年5月～24年3月代執行分
計	47,214,674	0	

3 特定産業廃棄物の処分を行った者に対し講じようとする措置の内容

(1) 三栄化学工業株式会社及び同社元代表取締役に対し講じようとする措置の内容

① 三栄化学工業株式会社に対して講じようとする措置の内容

平成24年度以降特定支障除去等事業終了までの間、各年度ごとに代執行費用納付命令を行う。

また、平成16年4月及び5月に県が差し押さえた不動産について、公売により換価処分を行い、代執行費用に充てるほか、引き続き、他に代執行費用に充てることができる財産がないか調査を行い、差押対象財産が判明した場合には、滞納処分を執行する。

② 三栄化学工業株式会社元代表取締役源新勝明に対して講じようとする措置の内容

措置命令分の撤去が完了する年度まで代執行費用納付命令を行う。

現在、差し押さえている不動産（県が水処理施設として借りているもの。）については、水処理施設撤去後に公売手続に付すこととし、引き続き、他に代執行費用に充てることができる財産がないか調査を行い、差押対象財産が判明した場合には、滞納処分を執行する。

(2) 縣南衛生株式会社元代表取締役に対して講じようとする措置の内容

縣南衛生株式会社は、平成18年4月16日、さいたま地裁において破産手続廃止決定がなされており、同社元代表取締役依田清孝について、措置命令分の撤去が完了する年度まで代執行費用納付命令を行うとともに、引き続き代執行費用に充てることができる財産がないか調査を行い、差押対象財産が判明した場合には、滞納処分を執行する。

4 排出事業者等に対し講じた措置の内容

(1) 排出事業者の把握

青森・岩手両県において、三栄化学工業株式会社及び縣南衛生株式会社の取引台帳等の関係書類の調査及び関係収集運搬業者に対する報告徴収を行った結果、12,003社の排出事業者がリストアップされた。

① リストアップした排出事業者の都道府県別内訳は、次のとおりである。

都道府県	第1次分	第2次分	第3次分	合計
北海道	3	0	1	4
青森県	42	1	2	45
岩手県	22	4	1	27
宮城県	36	185	4	225
秋田県	8	0	0	8
山形県	1	0	0	1
福島県	34	5	1	40
茨城県	198	600	50	848
栃木県	126	714	166	1,006
群馬県	158	397	31	586
埼玉県	907	1,637	347	2,891
千葉県	82	256	54	392
東京都	708	2,825	626	4,159
神奈川県	179	482	37	698
新潟県	9	346	79	434
山梨県	6	181	3	190
長野県	7	37	6	50
静岡県	4	371	4	379
愛知県	1	0	2	3
大阪府	3	3	1	7
兵庫県	2	2	1	5
和歌山県	0	0	1	1
香川県	0	2	0	2
愛媛県	0	0	1	1
福岡県	0	1	0	1
合計	2,536	8,049	1,418	12,003

② 排出事業者の主要業種別内訳（推定）は、次のとおりである。

大分類	産業中分類	1次	2次	3次	合計	構成比
農業・林業・漁業、鉱業		6	5	2	13	0.1%
建設業		125	311	79	515	4.3%
製造業	食品製造業	128	83	24	235	2.0%
	パルプ・紙・紙加工品製造業	40	58	21	119	1.0%
	出版・印刷・同関連産業	201	781	147	1,129	9.4%
	化学工業	147	175	37	359	3.0%
	プラスチック製品製造業	45	48	23	116	1.0%
	金属製品製造業	82	107	26	215	1.8%
	電気機械器具製造業	34	39	13	86	0.7%
	その他	250	411	126	787	6.6%
電気・ガス・熱供給業・水道業		27	11	4	42	0.3%
運輸・通信業		123	218	67	408	3.4%
卸売・小売業		173	383	81	637	5.3%
サービス業	洗濯業	372	1,219	81	1,672	13.9%
	医療業	323	2,404	390	3,117	26.0%
	教育	16	67	21	104	0.9%
	学術研究機関	23	33	10	66	0.5%
	廃棄物処理業	69	45	13	127	1.1%
	その他	101	797	117	1,015	8.5%
公務		8	107	24	139	1.2%
不明		170	675	112	957	8.0%
欠番		73	72	0	145	1.2%
合計		2,536	8,049	1,418	12,003	100%

注1) 本表の業種区分は、1次、2次、3次の報告徴収を行う段階で事業者の社名等から推定した参考値である。

注2) 欠番とは、同一事業者を二重にリストアップしていたもの等の数を示す。

(2) 排出事業者に対する報告徴収の実施等について

① 報告徴収の実施

ア 排出事業者の多くが首都圏に所在することから、排出事業者の責任追及に係る事務の円滑化等を目的として、平成14年8月に環境省主催で、関係都県市部長会議を開催し、青森・岩手両県が排出事業者の責任追及に係る事務について協力を依頼した。

イ その後、排出事業者に対して産業廃棄物の処分の委託状況等について産業廃棄物処理法に基づく報告徴収を行うに当たり、その円滑化を目的として、青森・岩手両県が関係都県市の協力を得て、平成14年10月中旬から平成15年2月下旬までにかけて1都12県で延べ30回にわたり、排出事業者説明会を行い、順次、報告徴収を実施した。

② 報告徴収状況等

ア 青森・岩手両県において、報告徴収を実施した結果、所在不明等である排出事業者については、両県が関係都県市に対して所在地調査を依頼し、所在が判明した排出事業者に対しては、再度、報告徴収を実施した。

イ 報告期限が到来しても報告書を提出しない排出事業者に対しては、関係都県市による電話等による催促の後、両県が2回にわたり、書面による督促を実施したところであるが、なお報告書を提出しない排出事業者に対しては、関係都県市の協力を得て、事業所に赴き報告書の提出を督促する等強力に報告書の提出を求めた。

ウ 平成25年1月末現在の報告徴収状況については、所在不明事業者等を除く10,723事業者のうち、10,692事業者から報告書の提出があり、提出率は、99.7%である。

なお、本県の調査担当分（6,779事業者）については、所在不明を除く5,948事業者すべてから提出があり、提出率は100%となっている。

H25. 1. 31現在

	報告徴収 対象者数 a	提 出 事業者数 b	未 提 出 事業者数 c	住所不明等 d	提出率 $\frac{b}{a-d} \times 100$
第1次分	2,536 (1,236)	2,292 (1,126)	12 (0)	232 (110)	99.5 (100)
第2次分	8,049 (4,691)	7,225 (4,089)	17 (0)	807 (602)	99.8 (100)
第3次分	1,418 (852)	1,175 (733)	2 (0)	241 (119)	99.8 (100)
計	12,003 (6,779)	10,692 (5,948)	31 (0)	1,280 (831)	99.7
		10,723 (5,948)			100

注) () は青森県調査担当分

(3) 報告書の審査等

① 提出された報告書については、青森・岩手両県で分担し（青森県の審査対象となる報告書に係る排出事業者数は、5,948社である。）、

ア 無許可の産業廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理を委託していないか等の委託基準違反の有無

イ 不適正対価での委託等注意義務違反の有無について、審査を行った。

② 平成25年1月末日現在の本県の審査状況は、次のとおりである。

審査対象事業者数 a	廃業等 b	行政処分困難 c	違反なし d	行政処分、自主撤去 e	調査中 a-(b+c+d+e)
5,948	155	1,969	3,581	47	196

注) 「行政処分困難」とは、縣南衛生株式会社処分に委託された産業廃棄物で三栄化学工業株式会社に運び込まれたことが認定できない等のため行政処分困難であったものをいう。

③ なお、特定支障除去等事業に着手するまでの間に、措置命令の対象となる排出事業者の全てを確知して措置命令を行うことが困難であると認められたことから、特定支障除去等事業に係る費用の求償権を担保するため、廃棄物処理法第19条の8第1項後段の規定による公告を行った。

(4) 措置命令の発出等

報告書の審査、立入検査の結果、委託基準違反が認められた排出事業者に対し、青森県知事及び岩手県知事連名で、廃棄物処理法第19条の5第1項の規定により、措置命令を行った。

平成25年1月末日現在の措置命令の概要は次のとおりで、全て履行済みである。

年度	措置命令日	履行日	被措置命令者	撤去を命じた廃棄物及び量		履行実績	左のうち青森県側 現場からの履行実績
15	H15.6.18	H15.8.7	東京都:専門サービス業	燃え殻	0.809t	1.412t	-
				ごみ固形物	1.940t	2.420t	2.420t
			東京都:製造業	燃え殻	0.080t	0.140t	-
				ごみ固形物	2.000t	2.500t	2.500t
			東京都:各種商品卸売・小売業	燃え殻	0.160t	0.279t	-
			東京都:道路貨物運送業	燃え殻	0.028t	0.049t	-
	H15.8.6	H15.10.1	東京都:事業サービス業	燃え殻	0.428t	0.750t	-
		東京都:織物・衣類・身の回り品小売業	燃え殻	0.016t	0.030t	-	
	小計 ①	6事業者	燃え殻	1.521t	2.660t	0.000t	
			ごみ固形物	9.040t	10.700t	10.700t	
			小計	10.561t	13.360t	10.700t	
16	H16.7.28	H16.9.28	東京都:事業サービス業	燃え殻	6.620t	7.320t	-
	H16.8.31	H16.10.19	栃木県:電子部品・デバイス製造業	燃え殻	35.410t	41.980t	-
			東京都:木材・木製品製造業	燃え殻	3.192t	6.040t	-
	H16.11.19	H16.12.22	東京都:鉄鋼業	汚泥	77.070t	81.740t	-
			東京都:化学工業	汚泥	149.730t	150.020t	-
			東京都:金属製品製造業	汚泥	5.370t	5.400t	-
	H16.12.1	H17.3.1~2	埼玉県:化学工業	汚泥	135.900t	138.105t	138.105t
		H17.3.2~3	埼玉県:化学工業	汚泥	139.010t	141.215t	141.215t
	H17.3.22	H17.5.27	東京都:食料品製造業	動植物性残渣	24.000t	24.680t	-
			神奈川県:金属製品製造業	燃え殻	4.000t	4.280t	-
		H17.6.13	埼玉県:金属製品製造業	汚泥	13.000t	13.840t	13.840t
	小計 ②	11事業者	燃え殻	49.222t	59.620t	0.000t	
			汚泥	520.080t	530.320t	293.160t	
			動植物性残渣	24.000t	24.680t	0.000t	
			小計	593.302t	614.620t	293.160t	
17	H17.5.31	H17.8.12	長野県:食料品製造業	燃え殻	6.232t	6.380t	-
	小計 ③	1事業者	小計	6.232t	6.380t	-	
	合 計 ①+②+③	18事業者	燃え殻	56.975t	68.660t	0.000t	
			汚泥	520.080t	530.320t	293.160t	
			動植物性残渣	24.000t	24.680t	0.000t	
			ごみ固形物	9.040t	10.700t	10.700t	
			計	610.095t	634.360t	303.860t	

(5) 納付命令の発出

青森県では、平成16年度の特定支障除去等事業に要する費用が確定したことに伴い、平成17年6月以降に判明した法違反排出事業者に対して、法違反産業廃棄物の1/2の量の相当産業廃棄物の撤去に要した費用の納付命令を行った。

なお、審査の迅速化、効率化を図る観点から、平成18年度以降において、法違反排出事業者に行行政処分を行う場合は、青森県及び岩手県それぞれが管轄する都道府県の区域により、法違反産業廃棄物の全量に係る命令を発出することとなった。

平成25年1月末日現在の納付命令の概要は次のとおりであり、すべて履行済みである。

年度	納付命令日	収納日	被納付命令者	行政代執行物	納付命令額	備考
17	H17.10.11	H17.10.26	東京都:炭素・黒鉛製品製造業	燃え殻 (2.8200t) 廃プラスチック類 (16.3820t)	762,586円	
	H17.10.11	H17.10.18	千葉県:食料品製造業	燃え殻 (0.0580t)	2,303円	
	H18.1.10	H18.1.25	茨城県:食料品製造業	燃え殻 (19.7135t)	782,900円	
	H18.1.10	H18.1.25	茨城県:金属製品製造業	燃え殻 (8.9420t)	355,121円	
18	H18.5.25	H18.6.12	埼玉県:化学工業	汚泥 (27.1200t)	1,077,041円	
計			5事業者	(75.0355t)	2,979,951円	

5 排出事業者等からの自主撤去の申出

平成25年1月末日現在の自主撤去（費用抛）の概要は次のとおりである。

年度	申出日	収納日	申出者の業種	抛申出額	備考
17	H17.9.27	H17.10.14	精密機械器具製造業	45,147,000円	汚泥・燃え殻1,287.389t相当(岩手県側は同量撤去)
18	H18.8.11	(第1回抛) H18.8.30	廃棄物処理業A	(第1回抛) 9,685,910円	燃え殻1,327.56t相当を5年程度に分割して抛(岩手県側は同量撤去) 第1回抛は、267.56t相当
	H18.10.27	H18.11.30	非鉄金属製造業	68,001,742円	汚泥等1,712.3295t相当(岩手県側は同量撤去)
	H18.10.30	H18.11.22	各種商品小売業	6,950,570円	廃プラ類等175.02t相当(岩手県側は同量撤去)
	H18.11.28	H18.12.11	非鉄金属製造業	5,956,950円	廃プラ類150t相当
	小計			90,595,172円	
19	H19.3.29	H19.4.20	輸送用機械器具製造業	31,698,917円	廃プラ類等798.2t相当
	H19.3.29	(第1回抛) H19.4.20	廃棄物処理業者B	(第1回抛) 12,390,456円	廃油、廃プラ類等1,559.33t相当を5年に分割して抛 第1回抛は、312t相当
	H19.6.18	(第1回抛) H19.7.5	廃棄物処理業者C	(第1回抛) 7,386,618円	廃プラ類等926.6544t相当を5年に分割して抛 第1回抛は、186t相当
	H19.6.19	H19.7.5	娯楽業	4,627,399円	廃プラ類等116.521t相当
		(第2回抛) H19.7.6	廃棄物処理業A	(第2回抛) 9,695,171円	平成18年度分割抛申出に係る第2回抛分 第2回抛は、272.16t相当
	H19.8.20	H19.9.7	総合工事業	79,426円	廃プラ類等2t相当
	H19.11.16	H19.11.30	食料品製造業	2,948,691円	動植物性残さ等148.5t相当(左記2社が1/2ずつ)
	H19.11.16	H19.11.30	倉庫業	2,948,691円	
	H19.12.4	H19.12.21	化学工業	10,341,030円	汚泥等553.58tの1/2
	H19.12.29	H20.1.25	化学工業	8,888,339円	廃プラ類等237.907t相当
H20.2.1	H20.2.15	廃棄物処理業者D	65,205,874円	廃プラ類等1,745.2925t相当	
小計			156,210,612円		
20		(第2回抛) H20.4.10	廃棄物処理業者B	(第2回抛) 12,390,456円	平成18年度分割抛申出に係る第2回抛分 第2回抛は、312t相当
	H20.4.16	H20.5.16	廃棄物処理業E	3,059,084円	廃プラ類等163.76004tの1/2相当
		(第3回抛) H20.6.27	廃棄物処理業A	(第3回抛) 9,534,406円	平成18年度分割抛申出に係る第3回抛分 第3回抛は、265.512t相当
		(第2回抛) H20.7.10	廃棄物処理業者C	(第2回抛) 7,386,618円	平成19年度分割抛申出に係る第2回抛分 第2回抛は、186t相当
	小計			32,370,564円	

年度	申出日	収納日	申出者の業種	抛出申出額	備 考
21		(第3回抛出) H21.4.27	廃棄物処理業者B	(第3回抛出) 12,390,456円	平成18年度分割抛出申出に係る第3回抛出分 第3回抛出は、312t相当
		(第4回抛出) H21.6.23	廃棄物処理業A	(第4回抛出) 9,534,406円	平成18年度分割抛出申出に係る第4回抛出分 第4回抛出は、265.512t相当
		(第3回抛出) H21.7.8	廃棄物処理業者C	(第3回抛出) 7,386,618円	平成19年度分割抛出申出に係る第3回抛出分 第3回抛出は、186t相当
	H22.2.1	(第1回抛出) H22.3.18	廃棄物処理業E	(第1回抛出) 10,521,477円	2年に分割し、総量は汚泥等1,126.454tの1/2相当 第1回抛出は、281.61989t相当
	小 計			39,832,957円	
22		(第4回抛出) H22.4.19	廃棄物処理業者B	(第4回抛出) 12,390,456円	平成18年度分割抛出申出に係る第4回抛出分 第4回抛出は、312t相当
		(第4回抛出) H22.7.9	廃棄物処理業者C	(第4回抛出) 7,386,618円	平成19年度分割抛出申出に係る第4回抛出分 第4回抛出は、186t相当
		(第5回抛出) H22.7.29	廃棄物処理業A	(第5回抛出) 9,222,137円	平成18年度分割抛出申出に係る第5回抛出分 第5回抛出は、256.816t相当
	H22.6.30	H22.8.2	廃棄物処理業F	6,434,236円	廃プラ類等172.22t相当
	H22.8.25	(第1回抛出) H22.9.17	廃棄物処理業G	(第1回抛出) 10,594,000円	2年に分割し、総量は廃プラ類等567.1154t相当 第1回抛出は、283.5577t相当
	H22.10.5	H22.11.30	化学工業	30,200,306円	コンクリート被覆ドラム缶190本(226.24t相当)の処理費用相当額 上記のほか、コンクリート被覆ドラム缶130本(155.77t相当)について、平成22年10月自主撤去
		(第2回抛出) H23.3.18	廃棄物処理業E	(第2回抛出) 10,521,000円	平成21年度分割抛出申出に係る第2回抛出分 第2回抛出は、281.60711t相当
小 計			86,748,753円		
23		(第5回抛出) H23.4.20	廃棄物処理業者B	(第5回抛出) 12,363,849円	平成18年度分割抛出申出に係る第5回抛出分 第5回抛出は、311.33t相当
		(第5回抛出) H23.7.20	廃棄物処理業者C	(第5回抛出) 7,253,755円	平成19年度分割抛出申出に係る第5回抛出分 第5回抛出は、182.6544t相当
		(第2回抛出) H23.9.16	廃棄物処理業G	(第2回抛出) 10,593,998円	平成22年度分割抛出申出に係る第2回抛出分 第2回抛出は、283.5577t相当
	H24.1.17	H24.1.30	建設業	75,528円	廃コンデンサ1個(0.03t相当)の分析費用相当額 上記のほか、廃コンデンサ1個について、平成24年2月自主撤去
	小 計			30,287,130円	
24	H24.11.8	H24.11.29	廃棄物処理業者H	3,905,377円	廃プラ類等98.34t相当
	H25.1.4	H25.1.22	廃棄物処理業者I	5,000,000円	不法投棄現場の原状回復対策への寄附
	H25.1.28	(第1回抛出) H25.3予定	廃棄物処理業J	(第1回抛出) 1,000,000円	不法投棄現場の原状回復対策への寄附として500万円を5年程度に分割して抛出
合 計			24事業者	491,097,565円	

6 排出事業者等に対し講じようとする措置の内容

審査未了の排出事業者について、速やかに調査を行い、委託基準違反、注意義務違反等の廃棄物処理法違反が認められた場合は、特定支障除去等事業に要した費用の納付命令を行う。

また、県境不法投棄産業廃棄物の排出・収集運搬等を行った事業者等において、県境不法投棄産業廃棄物の撤去等自主的な措置が講ぜられるよう、引き続き、働きかけるものとする。